

原産地規則オンライン説明会 Q & A (2023年7月実施)

(2023年8月31日時点)

【留意事項】当該回答は法的効力を持つものではなく、また事前教示に代わるものではありません。

No.	質問事項	回答
1	日インドネシアの原産地証明書のデータは事前の届出や登録なしで、どの通関業者でも利用可能でしょうか？	日本への輸入に関しては、日尼EPAに基づき、特惠税率を適用しようとする輸入貨物の通関手続をNACCSで行う輸入者又は通関業者の方であって、当該税率の適用にあたりe-COの利用を希望する方がご利用いただけます。事前の申込等は必要ありません。
2	事後確認(検証)の期間は輸入通関後から日数は決まっているのでしょうか？	事後確認（検証）については、各協定及び該当する国内法令の規定に基づき実施しておりますが、当該期間は協定により異なる場合がありますので、ご注意ください。
3	通関業者としての立場での質問です。 輸入申告時に、原産品申告書では自己申告明細書、その他情報でどこまで原産品であることを明らかにすることの記述や証明するためのエビデンス等を準備することが必要となるのでしょうか？ 輸入申告時にはある程度の証明で審査輸入許可となりますが事後確認・検証での証明レベルや調査時の税関要求がまだわからず輸入者様への助言等に苦慮しております。 税関HP等を利用しての輸入者様へ備えを含めました証明を行います但し輸入申告時には申告書での証明に留まることも多いです。 事後確認では場合によっては原材料中の工程等の詳細資料を求められることもお伝えしますが通関業者の立場としてアドバイス面を含めますと少し悩むところがございます。	特惠税率は原産品である貨物に対してのみ適用されるものであり、輸入者は納税義務者、特惠税率の適用により直接便益を受ける者として、貨物の原産性を証明する義務があります。 輸入申告時においても、必要に応じて原産性の確認を実施しておりますので、特惠税率の適用を受けようとする貨物については、原産地規則を満たし、相手国の原産品であると認められるかどうかを事前によく確認した上で、特惠税率の適用を申告してください。原産品申告書及び原産品申告明細書に具体的にどこまでの記述や資料が必要であるかはケースバイケースとなりますが、税関HPに掲載している各EPAの「自己申告制度」利用の手引きにいくつか具体例を挙げておりますので参考としていただけますと幸いです。 原産性の確認においては、原産品であることの根拠資料（事後的な確認の場合は、輸入申告時に税関に提出したものを除く）について提出をいただく場合があります。根拠資料は、輸入される貨物に応じて異なりますが、一般的には貨物の生産に係る契約書、仕入書、価格表、総部品表、製造工程表等の資料が挙げられます。また、貨物の品目別規則等に応じ、当該貨物の材料の生産者・製造者まで遡って詳細な根拠資料を提出いただく可能性もあるためご注意ください。
4	車、重工業製品等々は非常に多くの部品から成り立っており、原産材料を特定することが難しいと感じていますが、実際RCEPやその他EPAの適応となった例は多いのでしょうか？	車、重工業製品等の非常に多くの部品から成り立っている製品について、輸出相手国において特惠税率の適用となった件数を当方では把握しておりません。
5	輸入国側の税関が指示するHSコードと、日本側(通関士)で確認したHSコードが相違した場合でも輸入国側のHSコードを優先して原産地証明書を発給すべきでしょうか？もし、輸入国側の指示するHSコードで原産地証明書を発給した場合、後日検証が入った際、輸出申告のHSコードと、原産地証明書のHSコードの相違について問題にならないでしょうか？(輸出申告は通関士の確認したHSコードで輸出申告を行う)	日本から輸出する製品のHS番号や原産品と認められるかについては、最終的には輸入国税関側の判断が尊重され、産品に適用される品目別原産地規則も当該HS番号に基づくものとなります。なお、輸入国におけるHS番号や原産品と認められるかについて判断に迷う場合には、輸入者等を介して輸入国税関に事前教示制度等を利用してお問い合わせいただくことが最も確実な方法となります。また、後日、輸入国側から日本側に対して検証の要請があった場合、輸出申告のHSコードとの相違のみをもって、問題になることはないものと考えます。

原産地規則オンライン説明会 Q & A (2023年8.9月実施)

(2023年9月29日時点)

【留意事項】当該回答は法的効力を持つものではなく、また事前教示に代わるものではありません。

No.	質問事項	回答
1	原産品申告書で輸入通関した後、輸入貨物の税番が誤りであることが判明した場合、正しい税番で原産性の確認できて原産品申告書は無効になるのでしょうか？	正しい税番で原産性が確認できた場合に、一概に、誤った税番をもとに作成した原産品申告書が無効になるものではありません。輸入申告を行った税関の原産地部門にご相談ください。 なお、税番相違等により輸入申告が誤っていた場合には、正しい税番に基づく納税額との差異により、更正の請求もしくは修正申告を行ってください。 (参考：税関HPのカスタムスアンサー 1305 https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1305_jr.htm)
2	日本からベトナムへ部材を輸出し、ベトナムでの輸入の際にアセアン協定EPA適用したものは、製品となってベトナムから日本へ向けて輸出する際は、ベトナム現地ではアセアン協定の原産地証明書しか発行できないのでしょうか？ 協定上、そのようなルールになっているのでしょうか？ 日本⇒ベトナム（部材）アセアン協定CO発行 ベトナム⇒日本（完成品）日ベトナム二国間協定COはNG？ 弊社の顧客様で、ベトナムで製造した完成品について日ベトナム二国間協定COを現地当局に発行してもらっていたのですが、あるタイミングで日本からの輸出の際にアセアン協定を使用しているのであれば、完成品についてもアセアン協定COしか発行すべき。と言われたようです。（それ以降はアセアン協定COを発給してもらってます） 管轄外かもしれませんが、もし良ければご回答ください。	部材輸入時にEPAを利用した場合には、当該部材を使用した完成品の輸出時には同じEPAしか利用できない、との規定は日アセアン包括的協定、日ベトナム協定ともにありません。 しかしながら一般論として、輸入した部材に累積規定を適用する場合は、累積対象の部材と完成品のそれぞれについて同一EPAに基づき原産性を判断する必要があります。そのため、原産地証明書の発給当局から、当該部材について完成品と同一のEPAに基づき原産品（原産材料）であることを示すよう求められる可能性があります。詳細についてはベトナム当局にご確認ください。
3	RCEPの場合、各締約国の連絡部局として日本政府内にコンタクトポイントがあるという説明を頂いたが、これは日本が輸出国となる場合だけの窓口という理解で良いか？日本が輸入国になる場合、原産地規則を満たしているか等につき日本の税関が海外のサプライヤーに直接問い合わせることはないのか？	説明資料に記載している窓口は、日本が輸出国となる場合の窓口です。日本からの書面による情報提供要請は輸出国が設置するコンタクトポイントを通じて行うこととなります。